

一筆方式



水稲



陸稲



麦

補償額(共済金額)について

(耕地の基準収穫量 × 補償割合) × kg 当たり価格

- ・基準収穫量……その年の天候や肥培管理等が通常のものとして、客観的に期待される平年的な収量
- ・kg当たり価格……農林水産大臣により毎年、定められます。
(平成20年産の最高額は水稲222円、陸稲193円)
麦については、水田経営所得安定対策に加入する担い手と担い手以外ではkg当たり価格が異なります。

掛金は

共済金額 × 掛金率 - 国の負担額 (国が約半額を負担します。)

掛金率は過去20年間の被害率を基に農林水産大臣より告示され、3年ごとに改定されます。

共済金の支払いは

7割補償の場合3割*を超える減収があったときに支払われます。

*6割補償の場合は4割、5割補償の場合は5割

作物の管理不良などによる減収は補償の対象となりません。適切な管理・防除をお願いします。

(耕地の減収量 - 基準収穫量 × 0.3*) × kg 当たり価格

(平成20年産水稲の最高額は222円)
*6割補償の場合は0.4、5割補償の場合は0.5

例えば

7割補償の場合

●面積10a、基準収穫量576kgの耕地で300kgの収穫があった場合

補償額(共済金額)は $576\text{kg} \times 0.7 \times 222 = 89,466 \text{円}$

共済掛金は $89,466 \times 1.783\% - 797 = 798 \text{円}$

共済金は $(576\text{kg} - 300\text{kg}) - (576\text{kg} \times 0.3) \times 222 = 22,866 \text{円}$

となります。

*平成20年産、茨城県の平均的な掛金率。実際の掛金率は地域の過去の被害率により異なります。詳しくは、最寄りの共済組合等へお問い合わせ下さい。

茨城北、茨城県西の一部地域では水稲事故除外方式を実施しています。
事故除外方式では病虫害による減収は補償対象となりませんので病虫害防除をお願いします。

半相殺方式・全相殺方式



補償額(共済金額)について

(すべての耕地の基準収穫量 × 補償割合) × kg 当たり価格

掛金は

共済金額 × 掛金率 - 国の負担額(国が約半額を負担します。)

掛金率は過去20年間の被害率を基に農林水産大臣より告示され、3年ごとに改定されます。

共済金の支払いは

半相殺方式は減収耕地の収穫量を合計し、基準収穫量の2割^{※1}を超える減収があった場合、全相殺方式はすべての耕地の収穫量を合計し、基準収穫量の1割^{※2}を超える減収があった場合に共済金が支払われます。

作物の管理不良などによる減収は補償の対象となりません。適切な管理・防除をお願いします。

※1 8割補償の場合 ※2 9割補償の場合

半相殺方式 8割補償の場合

7割補償の場合0.3、8割補償の場合0.4

(被害耕地の減収量の合計 - 基準収穫量 × 0.2) × kg 当たり価格

全相殺方式 9割補償の場合

8割補償の場合0.2、7割補償の場合0.3

(基準収穫量^{*} - 収穫量 - 基準収穫量 × 0.1) × kg 当たり価格

*全相殺方式の基準収穫量は原則として過去5ヶ年の出荷実情をもとに算出します。

例えば...

半相殺方式8割補償 ● 3.2ha作付け、基準収穫量18,183kg、被害耕地の減収量の合計が4,500kgの場合

補償額は 18,183kg × 0.8 × 222 = **3,229,212円** (100,912円/10a)

共済掛金は 3,229,212 × 2.384%^{*} - 38,492 = **38,492円** (1,202円/10a)

共済金は (4,500 - 18,183 × 0.2) × 222 = **191,586円** (5,987円/10a)

となります。

全相殺方式9割補償 ● 3.2ha作付け、基準収穫量18,183kg、収穫量が15,000kgの場合

補償額は 18,183kg × 0.9 × 222 = **3,633,030円** (113,532円/10a)

共済掛金は 3,633,030 × 4.216%^{*} - 76,584 = **76,584円** (2,393円/10a)

共済金は (18,183 - 15,000 - 18,183 × 0.1) × 222 = **303,030円** (9,469円/10a)

となります。

*平成20年産、茨城県の平均的な掛金率。詳しくは、最寄りの共済組合等へお問い合わせ下さい。

茨城北、茨城県西の一部地域では水稻事故除外方式を実施しています。
事故除外方式では病虫害による減収は補償対象となりませんので病虫害防除をお願いします。

品質方式



災害収入共済方式



補償額(共済金額)について

品質の低下も補償します!!

基準生産金額…平年的な生産可能な金額

基準生産金額 × 補償割合

(9~7割から選択できます。)

麦については、水田経営所得安定対策に加入する担い手と担い手以外で基準生産金額が異なります。

掛金は

共済金額 × 掛金率 - 国の負担額(国が約半額を負担します。)

掛金率は過去20年間の被害率を基に農林水産大臣より告示され、3年ごとに改定されます。

共済金の支払いは

1割*を超える生産金額の減少があったときに支払われます。

※9割補償の場合

作物の管理不良などによる減収及び規格等の低下は補償の対象となりません。
そば混入による規格等の低下は共済金支払いの対象となりません。適切な管理・防除をお願いします。

(基準生産金額 × 補償割合 - 生産金額) × (共済金額 / (基準生産金額 × 補償割合))

例えば…

品質方式9割補償

●コシヒカリ3.2ha作付け、基準生産金額(平年的な収入)が4,158,054円の農家が収穫量15,000kg(1等:12,000kg、2等:3,000kg)で生産金額が3,414,840円となった場合。

補償額は $4,158,054 \times 0.9 = 3,742,248$ 円 (116,945円/10a)

共済掛金は $3,742,248 \times 4.450\% - 83,265 = 83,265$ 円 (2,602円/10a)

共済金は $(4,158,054 \times 0.9 - 3,414,840) \times (3,742,248 / 3,742,248) = 327,408$ 円 (10,231円/10a)

となります。

災害収入共済方式9割補償

●小麦 農林61号を3.4ha作付け、基準生産金額(平年的な収入)が584,545円の農家が収穫量7,500kg(1等B:3,500kg、2等B:2,000kg、規格外A:2,000kg)で生産金額が374,620円となった場合。

補償額は $584,545 \times 0.9 = 526,090$ 円 (15,473円/10a)

共済掛金は $526,090 \times 14.992\% - 42,590 = 36,281$ 円 (1,067円/10a)

共済金は $(584,545 \times 0.9 - 374,620) \times (526,090 / 526,090) = 151,470$ 円 (4,455円/10a)

となります。

※品質方式については、平成20年産、災害収入共済方式については、平成21年産の茨城県の平均的な金額及び掛金率を使用しています。詳しくは、最寄りの共済組合等へお問い合わせ下さい。

水稲事故除外方式の実施地域では品質方式での加入はできません。

補償内容

対象作物ごとに、いずれかの加入方式、補償割合を選択していただけます。

加入方式	対象作物	内 容	補償割合
一筆方式	水稲・陸稲・麦	耕地ごとに減収量を算定し、共済金を支払います。	7～5割
半相殺方式	水稲・麦	農家のすべての被害耕地の減収量を合計し、共済金を支払います。	8～6割
全相殺方式	水稲・麦	農家のすべての耕地の増収と減収を合計し、共済金を支払います。	9～7割
品質方式	水稲	減収及び品質の低下を伴う生産金額の減少を補償します。	9～7割
災害収入共済方式	麦	減収及び品質の低下を伴う生産金額の減少を補償します。	9～7割

全相殺方式、品質方式、災害収入共済方式は原則として、JA等集荷業者への出荷資料から過去の収穫量のおおむね全量が把握でき、今後も収穫量のおおむね全量をJA等集荷業者へ出荷し、出荷資料の提供が得られることが加入の要件となります。

対象となる災害は

すべての気象災害(風水害・干害・冷害など)、火災、病虫害(いもち・うどんこ・紋枯など)、鳥獣害による災害です。品質方式、災害収入共済方式では、品質の低下による生産金額の減少も補償します。作物の管理不良などによる減収、葉害など人為的な減収は補償の対象となりません。(分割評価)



気象災害



病虫害



鳥獣害

掛金について

農家の皆様からお預かりした掛金や国の負担分の掛金は、共済金支払いの財源や無事戻し金の財源になります。

災害があった場合は…

○共済金として、被害に見舞われた農家へお支払い致します。

被害がなかったり、少なかった場合は…

- 大きな災害に備えて積み立てられます。
- 無事戻し金としてお返しします。
- 損害を未然に防ぐため、損害防止事業に充てられます。



無事戻し

掛金は掛け捨てではありません。被害がない場合、被害が少ない場合は、「無事戻し金」として掛金の一部をお返しします。ただし、無事戻し金が少額の場合はお支払いしない場合があります。陸稲・麦については、組合等の財務状況によっては、お支払いしない場合があります。

「農作物共済」へのお申込み・お問い合わせは、最寄りの農業共済組合等または各支所へ

茨城県農業共済組合連合会

住所：水戸市小吹町 942

029-215-8881(代表)

HPアドレス <http://www.nosai-ibaraki.or.jp>

県 央 南

県央南本所 ☎0296-72-7321

茨 城 県 西

代 表 ☎0296-30-2900

農 作 課 ☎0296-30-2912

茨 城 北

茨城北本所 ☎0294-72-6227

常陸太田支所 ☎0294-72-6226

那珂東部支所 ☎029-274-1115

那珂北部・大子支所 ☎0295-53-2088

多賀支所 ☎0293-23-7198

水 戸 地 方

水戸地方本所 ☎029-293-8801

城北支所 ☎029-240-6633

鹿 行

☎0299-90-4000

茨城南部

☎0297-58-7771

平成21年4月1日茨城県みなみとの合併に伴い下記の名称に変更

茨城南部支所

茨城県みなみ

農 産 課 ☎029-839-0163

金融商品販売法に係る重要事項

農家の皆様へ

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合等・連合会・国の3段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを取っておりますが、次のような場合には、共済金の全額または一部が支払われないことがあります。

- (1) 通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合等の指示に従わなかった場合。
- (2) 加入申し込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合。
- (3) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込が遅れた場合。
- (4) 組合等への損害通知を怠り、また、重大な過失等不実の通知をした場合。
- (5) 組合等の財務状況によっては、共済金としてお支払いする金額が削減されることがあります。

この重要事項は、異動申告票の提出をもって、ご了承くださいようお願いいたします。